

JOAN地域移行クラブ・FC JOAN Jr.ユース規約

2026年度版

第1条（名称・運営）

本クラブは「JOAN地域移行クラブ」及び「FC JOAN Jr.ユース」と称し、特定非営利活動法人JOANスポーツクラブが運営します。

第2条（目的）

本クラブは、中学生が学校部活動の状況にかかわらず継続してサッカーに取り組める環境を提供し、サッカー技術の向上とともに、スポーツを通じた心身の健全育成、社会性・自主性・協調性の育成を図ることを目的とします。

第3条（対象）

原則として中学1年生から中学3年生を対象とします。学校の部活動との両立も可能とします。

第4条（活動区分）

本クラブには次の2つの活動区分を設けます。

- ① JOAN地域移行クラブ：週1回から参加できる地域クラブ活動とし、学校生活や部活動等と両立しながら参加できます。
- ② FC JOAN Jr.ユース：より継続的なトレーニング及び試合・大会への参加を希望する選手を対象とする育成・競技活動とします。

第5条（活動拠点）

活動は主として次の会場で実施します。

安城地区：篠目公園、安城北中学校ほか／西尾地区：JOANフットサルコネクト安城西尾ほか

試合、大会、施設の都合、天候等により活動場所を変更する場合があります。

第6条（活動日・時間）

活動日及び時間はクラブが別途定めます。学校行事、試合、大会、施設の都合、天候等により変更または中止する場合があります。

第7条（入会）

入会を希望する者は、本規約及びクラブの活動方針に同意し、保護者の承諾のもと、所定の入会申込書を提出するものとします。

第8条（会費等）

入会金は2,200円、年会費は8,800円とします。

JOAN地域移行クラブ：月会費3,000円（2026年度）。2027年度より月会費4,500円とします。

FC JOAN Jr.ユース：月会費9,240円。

その他、ウェア代、選手登録費、大会参加費、遠征費等が必要となる場合は別途案内します。

第9条（年度・更新）

活動年度は原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。継続して活動する場合は、原則として年度ごとに更新します。

第10条（練習試合・大会等）

通常トレーニングに加え、練習試合、交流試合、大会等を実施します。2026年度はクラブ設立初年度のため、チームづくり及び練習試合・交流試合を中心に活動します。2027年度以降は、西三河U-14リーグ、高円宮杯U-15リーグその他公式大会への参加を目指します。

第11条（学校部活動との両立）

地域移行クラブについては、学校の部活動との両立を認めます。学校行事や部活動等の予定に合わせて参加することができます。

第12条（欠席・振替）

個人都合による欠席について、原則として会費の返金はありません。天候や会場都合等による活動中止の振替については、活動状況を考慮しクラブが判断します。

第13条（休会）

ケガ、病気、入院その他やむを得ない事情により休会を希望する場合は、クラブ所定の方法により届け出るものとします。休会期間は原則として3か月以内とし、それを超える場合はクラブと協議するものとします。

第14条（退会）

退会を希望する場合は、退会希望月の前月20日までに所定の退会届を提出するものとします。期限までに退会届が提出されない場合は、翌月分の月会費が発生するものとします。

第15条（保険）

クラブ活動参加者は、クラブが指定するスポーツ安全保険等に参加するものとします。活動中の事故・傷害については、加入する保険の補償範囲内で対応します。

第16条（負傷・事故）

活動中に負傷した場合、クラブは必要な応急処置を行い、必要に応じて保護者へ連絡します。その後の治療、通院等については保護者において対応するものとします。

第17条（会場への移動）

通常の活動は原則として現地集合・現地解散とします。試合・大会・遠征等においてクラブスタッフまたは保護者等による送迎を実施する場合は、クラブから事前に案内します。

第18条（遵守事項）

選手及び保護者は、本規約、施設利用上のルール及びクラブが定める活動上のルールを遵守するものとします。他の選手・保護者・スタッフ等への迷惑行為、クラブ運営を著しく妨げる行為等があった場合は、クラブから改善を求め、改善されない場合は活動参加をお断りする場合があります。

第19条（写真・動画等）

クラブ活動中に撮影した写真・動画等を、クラブホームページ、SNS、YouTube、チラシその他クラブの広報活動に使用する場合があります。掲載を希望されない場合は、事前にクラブへ申し出るものとします。

第20条（個人情報）

入会時等に取得した個人情報は、クラブ運営、連絡、保険手続き、選手登録、大会申込みその他活動上必要な目的の範囲内で使用し、適切に管理します。

第21条（規約の変更）

クラブは、運営上必要がある場合、本規約を変更することがあります。重要な変更については、会員及び保護者へ事前に周知します。

第22条（その他）

本規約に定めのない事項については、必要に応じてクラブと会員・保護者との協議により対応します。

附則

本規約は、2026年4月1日より施行します。